

【事例7】電離放射線健康診断は実施しておらず、通常の労働安全衛生法の健康診断を実施している場合。

○指導事項：電離放射線健康診断は、通常健康診断と必要な実施項目が、やや異なっております。

電離放射線障害防止規則第57条の規程にある、電離放射線健康診断個人票(様式第1号)の検査項目に準じて、健康診断を実施すること

○根拠法令：電離放射線障害防止規則第56条 健康診断

電離放射線障害防止規則第57条 健康診断の結果の記録

電離放射線障害防止規則第58条 健康診断結果報告、労働安全衛生法第66条 健康診断

労働安全衛生規則第44条 定期健康診断、人事院規則第26条 健康診断

RI法施行規則第22条 健康診断、基発第253号第3細部事項23 健康診断(電離則第56条関係)

基発1027第4号第3関係通達の改正(電離放射線障害防止規則第56条)

〈関係法令・通知等〉

電離放射線障害防止規則第56条 健康診断

1 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えの際に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第四号に掲げる項目を省略することができる。

3 第1項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないとき、同項第二号から第五号までに掲げる項目の全部又は1部を省略することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ)を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

5 事業者は、第1項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料))を医師に示さなければならない。

電離放射線障害防止規則第57条 健康診断の結果の記録

事業者は、前条第1項の健康診断(法第66条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条及び第59条において「電離放射線健康診断」という)の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票(様式第1号)を作成し、これを30年間保存しなければならない。

ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

電離放射線障害防止規則第 58 条 健康診断結果報告

事業者は、第 56 条第 1 項の健康診断(定期のものに限る)を行なったときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書(様式第 2 号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生法第 66 条

1. 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。
2. 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
3. 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。
4. 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
5. 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

労働安全衛生規則第 44 条 定期健康診断

- 1 事業者は、常時使用する労働者(第 45 条第 1 項に規定する労働者を除く。)に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 既往歴及び業務歴の調査
 - 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - 四 胸部 X 線検査及び喀痰かくたん 検査
 - 五 血圧の測定
 - 六 貧血検査
 - 七 肝機能検査
 - 八 血中脂質検査
 - 九 血糖検査
 - 十 尿検査
 - 十一 心電図検査
- 2 第 1 項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないとき、省略することができる。
- 3 第 1 項の健康診断は、前条、第 45 条の 2 又は法第 66 条第 2 項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。)については、当該健康診断の実施の日から 1 年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

4 第1項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(1000Hz又は4000Hzの音に係る聴力を除く。)の検査をもって代えることができる。

人事院規則第26条

1 放射線業務従事職員に係る規則1014別表第三第二号に掲げる業務に係る同規則第19条第一項の健康診断及び同規則第20条第二項第二号の特別定期健康診断(次条第一項の規定によるものを除く)の検査の項目は、次に掲げるものとする。

- 一 被ばく経歴の評価
- 二 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2 前項に規定する規則1014第19条第一項の健康診断については、使用する線源の種類等に応じて前項第四号に掲げる検査項目を省略することができる。

3 第一項に規定する特別定期健康診断は、その業務に従事した後6月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。

4 第一項に規定する特別定期健康診断の検査項目のうち同項第二号から第五号までに掲げる検査項目については、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の前年度の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当該特別定期健康診断を行おうとする日の属する年度の実効線量が5mSvを超えるおそれのない職員にあっては、医師が必要と認めるときに限りその全部又は一部を行うものとし、それ以外の職員にあっては、医師が必要でないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

RI法施行規則第22条 健康診断

1 法第23条第1項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

一 放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く)に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行うこと。

二 前号の放射線業務従事者については、管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに行うこと。

三 前号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

イ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのあるとき。

四 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

五 問診は、次の事項について行うこと。

イ 放射線(1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びX線を含む。次のロ及び第23条第一号において同じ)の被ばく歴の有無

ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線に

よる被ばくの状況

六 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハまでの部位又は項目(第一号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。)については、医師が必要と認める場合に限る。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 法第 23 条第二項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 健康診断の結果については、健康診断の都度次の事項について記録すること。

イ 実施年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 健康診断を行った医師名

ニ 健康診断の結果

ホ 健康診断の結果に基づいて講じた措置

二 健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、前号の記録の写しを交付すること。

三 第一号の記録(第 26 条第 1 項第九号ただし書の場合において保存する記録を含む)を保存すること。ただし、健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を 5 年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

基発第 253 号第 3 細部事項 23 健康診断 (電離則第 56 条関係)

(1)本条に規定する健康診断は、放射線業務に従事する労働者の健康状態を継続的に把握することにより、当該労働者に対する労働衛生管理を進めるために行うものであること。

(2)第 1 項において、旧電離則では、眼及び皮膚が局所的に被ばくする可能性が高いことから、定期の健康診断における白内障に関する眼の検査及び皮膚の検査について、3 月以内ごとに 1 回行うこととしていたが、近年、放射線業務従事者の被ばく線量は大幅に減少してきており、眼及び皮膚に確定的影響が生じるおそれがある状況がきわめて少なくなってきたことから、今回の改正で 6 月以内ごとの検査としたこと。

(3)第 1 項において、雇入れ又は放射線業務に配置替えの際に、放射線業務歴の有無にかかわらず原則として各号に掲げる検査を行わせることとされているのは、労働者が放射線業務に従事した後において、放射線による影響と同種の影響が生じた場合に、それが放射線業務に起因するものかどうかを判断する上で、また、当該労働者が放射線業務に従事した後において当該放射線業務に従事することによってどの程度の影響を受けたかを知る上で、必要とされることによるものであること。

(4)第 1 項第一号については、放射線業務従事者の被ばく線量が大幅に減少してきていることを踏まえ、今回の改正で、第 3 項及び第 4 項において被ばく線量に応じて医師が必要でないとするときは、同項第二号から第五号までに規定する検査の一部又は全部を省略でき、又は行うことを要しないとされたところであるが、その省略等の可否を適切に判断できるように、放射線業務従事者の「自覚症状の有無」を新たに調査項目として加えることとしたこと。

なお、「その評価」を加えたのは、本号の項目によって、同項第二号から第五号までに規定する検査の省略等の可否を判断するものであることを明確にしたものであること。

(5)第 2 項において、雇入れ又は放射線業務に配置替えの際の健康診断において、使用する線源の種類等に応じて眼の検査を省略することができることとしたのは、白内障が生じるおそれがある線源の種類等が限定されて

いるためであること。

その線源の種類等には、中性子線源(中性子線が発生する装置を含む。)及び眼に大量の X 線又は γ 線を受けるおそれがある状況下でのこれら放射線の発生装置があること。

それ以外の場合は、事故等による場合を除き、白内障が生じるおそれはほとんどなく、仮に事故等が起っても、放射線による白内障が遅発性の障害であることにかんがみ、事故等が起こった時点で医師の診察を受ければ、その診察が上記(3)の役割を十分に果たすことができること。

なお、本項の眼の検査の省略の可否は線源の種類等で決定されることから、事業者が判断すれば足りるが、「被ばく歴の有無の調査及びその評価」の結果、医師が眼の検査の実施が必要と認めた場合には、実施すべきものであること。

(6)第 3 項については、第 1 項の定期健康診断では管理区域内で常時放射線業務を行うすべての労働者に対して第 1 項第一号から第二号までの検査について原則実施する必要があるが、第 1 項第一号の検査の結果、第 1 項第二号から第五号までの検査の一部又は全部について医師が実施する必要がないと認めた労働者については、事業者は、当該検査を省略することができること。

(7)第 4 項については、定期健康診断日の属する年の前年「1 年間」(事業者が事業場ごとに定める日を始期とする 1 年間)に受けた実効線量が 5mSv を超えず、当該定期健康診断日の属する「1 年間」に 5mSv を超えるおそれのない労働者に対しては、定期健康診断は原則第 1 項第一号のみを行えばよく、第 1 項第一号の検査の結果、第 1 項第二号から第五号までの検査の一部又は全部について医師が必要と認めるときに限り当該検査を実施すれば足りるものであること。なお、定期健康診断日の前年「1 年間」が平成 13 年 4 月 1 日以前の時期を含む場合は、当該時期の実効線量当量については実効線量とみなして差し支えないこと。

(8)第 4 項の「5mSv を超えるおそれのない」ことの判断に当たっては、個人の被ばく歴及び今後予定される業務内容、管理区域への立入りの程度、作業環境測定の結果等から合理的に判断すれば足りるものであり、事故の想定等過大な安全率を見込むことを求める趣旨ではないこと。

(9)第 1 項第一号の調査項目、第 2 項から第 4 項までの健康診断の省略等の可否の判断については、別途示す基準を参考にすること。

(10)第 5 項の「前回の健康診断後に受けた線量」について、前回の健康診断が平成 13 年 4 月 1 日以前の時期に行われた場合は、当該時期から平成 13 年 3 月 31 日までに受けた実効線量当量又は組織線量当量は、それぞれ実効線量又は等価線量とみなして差し支えないこと。

(11)第 5 項の「これを計算によっても算出することができない場合」とは、事故が発生し、第 45 条第 2 項の規定による線量の計算ができない場合等をいうこと。このような場合は、事故の状況、事故現場に労働者がとどまっていた時間等を医師に示す必要があること。

基発 1027 第 4 号第 3 関係通達の改正 (電離放射線障害防止規則第 56 条)

第 3 関係通達の改正

1 「電離放射線障害防止規則第 56 条に規定する健康診断における被ばく歴の有無の調査の調査・評価項目及び健康診断の項目の省略等の可否について」平成 13 年 6 月 22 日付け基発第 568 号の一部を、令和 3 年 4 月 1 日をもって、次のように改正する。

記の第 2 の 2 の (5) に次のように加える。

オ 健康診断を行おうとする日の属する年の前年 1 年間に眼の水晶体に受けた等価線量が 20mSv を超えており、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する 1 年間に眼の水晶体に受ける等価線量が 20mSv を超えるおそれのある者

2 「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 253 号の一部を、令和 3 年 4 月 1 日をもって、次のように改正する。

- (1) 記の第 3 の 6 の(2)を削る。
- (2) 記の第 3 の 9 の(4)及び(5)を削る。
- (3) 記の第 3 の 9 の(6)中「当該部位にうけた 1 cm線量当量及び 70 μm線量当量から」を「当該部位にうけた 1 cm線量当量、3 mm線量当量及び 70 μm線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものから」に改める。
- (4) 記の第 3 の 18 の(1)中「「眼の水晶体につき 1 年間に 150mSv」を「「眼の水晶体につき 5 年間に 100mSv 及び 1 年間に 50mSv」」に改める。

3 「電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 6 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件の適用及び電離放射線障害防止規則第 8 条第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法を定める件の廃止について」平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 254 号を、令和 3 年 4 月 1 日をもって、次のように改正する。

記の第 1 の 3 の(2)を削る。

電離放射線健康診断(電離放射線障害防止規則第 56 条)詳解

第 1 改正電離規則第 56 条第 1 項第 1 号に規定する「被ばく歴の有無の調査及びその評価に係る調査・評価項目」

1 その他放射線による被ばくに関する事項については次の項目とする事

- (1) 前回の健康診断までに受けた累積の実効線量
- (2) 前回の健康診断から今回の健康診断までに受けた実効線量並びに眼及び皮膚の等価線量

2 必要に応じ調査を実施し、その評価を行うことが適当である事項について

(1) 雇入れ時又は放射線業務に配置換えの際の健康診断

- ア 放射線業務以外の有害業務歴(業務内容、時期及び期間)
- イ 喫煙習慣の有無及び 1 日の本数
- ウ 既往歴の有無
- エ 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
- オ アレルギー等の有無及びその内容

(2) 定期の健康診断

ア 事業者より聴取すべき事項

- (ア) 健康診断を受ける労働者が作業を行っている作業場所の線量当量率
- (イ) 放射線測定器の装着状況(不均等被爆の有無及びそれに対する対応状況)

イ 労働者より聴取すべき事項

- (ア) 放射線業務における電離放射線の種類
- (イ) 保護具の種類及び着用状況
- (ウ) 放射線業務以外の有害業務歴(業務内容、時期及び期間。ただし(1)アから変更がない場合は除く)
- (エ) 喫煙の習慣の有無及び 1 日の本数
- (オ) 既往歴の有無
- (カ) 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
- (キ) 前回の健康診断後に発症したアレルギー等の有無及びその内容

第2改正電離則第56条第2項から第4項までに規定する健康診断の項目の省略等の可否について

1 次の(1)~(6)示す業務については、第56条第2項の規定により健康診断の項目を省略する事は適当ではない。

- (1) 原子炉(臨界実験装置を含む。)施設における原子炉の運転及び原子炉周辺設備の保守点検の業務
(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
- (2) 次のような加速器を取り扱う業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
 - ア 最大出力が6MeVを超える直線加速器
 - イ サイクロトロン、シンクロトロン及びシンクロサイクロトロン
 - ウ 陽子線、重陽子線その他の重荷電粒子線を発生させる加速器
 - エ その他中性子線が発生するおそれのある加速器
- (3) 中性子線を発生させる次の放射性物質を取り扱う業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
 - ア ^{252}Cf
 - イ $^{226}\text{Ra}-\text{Be}$ 及び $^{241}\text{Am}-\text{Be}$
- (4) 核燃料物質(U、Pu 及びTh)を取り扱う業務
(核分裂を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
- (5) 核融合実験装置を取り扱う業務
(核融合を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
- (6) X線装置又はガンマ線照射装置を使用する業務であって、露出した利用線錐に近づかざるを得ないような場合、長時間の透視又は撮影の作業を行う場合において、照射中に受像機の後ろに待避せざるを得ない場合等、装置の仕様又は作業方法からみて当核業務に従事する労働者が眼に大量のX線又はガンマ線を受けるおそれのある業務

2 改正電離則第56条第3項に規定する健康診断の項目の省略について

次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第3項の規定により、当核検査項目を省略することは適当でないこと。

- (1)白血球百分率
 - ア 白血球百分率が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
 - カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者
- (2)白血球数
 - ア 白血球数が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自他覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者

- オ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者
- カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(3)赤血球数

- ア 赤血球数が生理的範囲外である者
- イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- エ 自他覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
- カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(4)血色素量又はヘマトクリット値

- ア 血色素量又はヘマトクリット値が生理的範囲外である者
- イ 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- ウ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- エ 自他覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者
- カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(5)眼

- ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 白内障を疑わせる自他覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において、異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けていることが疑われる者

(6)皮膚

- ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において、異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受けていることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷・熱傷・潰瘍等、放射性物質が体内に浸透しやすく、又は放射性物質により汚染されやすい疾患があると認められた者
(非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。)

(7)各検査項目について、特に実施を希望する者

3 改正電離則第56条第4項に規定する健康診断の項目の省略について

次の各検査項目に掲げる者については、第56条第4項の規定にかかわらず当核検査項目を実施することが望ましいこと。

(1)白血球百分率

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、白血球百分率に異常所見が認められることが疑われる者

(2)白血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者

(3)赤血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、赤血球数に異常所見が認められることが疑われる者

(4)血色素量又はヘマトクリット値

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められることが疑われる者

(5)眼

- ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 白内障を疑わせる自覚症状が前回の健康診断後は初めて発生した者
- ウ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けて、白内障が認められることが疑われる者

(6)皮膚

- ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 皮膚疾患を疑わせる自覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において、異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受け、皮膚疾患が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷・熱傷・潰瘍等の疾患が認められ、かつ、業務内容から見て、放射性物質が体内に浸透し、又は放射性物質により汚染されたことが疑われる者。

(非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。)

(7)各検査項目について、特に実施を希望する者

<参考>出典：電離放射線障害防止規則の解説(中央労働災害防止協会)

※保健所よりお願い

1) 電離放射線健康診断は、通常の労働安全衛生法の健康診断と検査項目が若干異なっています。

ただし、項目によっては、省略出来る項目もありますので、省略する場合は、電離放射線障害防止規則第 56 条の実施項目「一」の調査及び評価を実施し、項目の省略を判断してください。

また、調査及び評価は「問診」によって実施しなければなりませんので、必ず問診を実施してください。

2) 大分県では、電離放射線健康診断の実施対象者を、ガラスバッチ等で常時被ばく測定を実施している職員全員としています。(診療放射線技師のみが対象ではありません)

3) 「電離放射線健康診断個人票」は、このホームページの下欄からも入手可能です。

4) 管理者が放射線業務従事者である場合は、電離放射線健康診断の実施が必要と思いますが、地域の労働基準監督署によっては、管理者のみが放射線業務従事者の場合、電離放射線健康診断の実施及び実施報告は不要としているところもあるようですので、ご確認ください。

保健所としては、管理者であっても、放射線業務従事者の被ばくの状況及び健康状態の確認は必要と考えますので、管理者のみが放射線業務従事者の場合でも、可能であれば電離放射線健康診断を受けて頂くことを推奨しますが、電離放射線健康診断ではなくても、労働安全衛生法の健康診断等の何らかの健康診断を受診して頂くようお願い致します。



令和 4 年 2 月 15 日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成